

高齢者の方の総合相談支援

那須町地域包括支援センターでは、高齢者を対象とした相談事業を行っています。

- 期 日 業務日（火曜日、祝祭日および年末年始を除く）
- 時 間 午前8時30分～午後5時
- 場 所 那須町地域包括支援センター（ゆめプラザ・那須）
- 内 容 高齢者の権利擁護・虐待・介護・福祉・健康などの相談
- 問合せ 那須町地域包括支援センター ☎71-1138
保健福祉課介護保険係 ☎72-6910

無 料 相 談 会

○心配ごと相談

▼日 時 4月20日(月) 午前10時
～午後3時

▼会 場 ゆめプラザ・那須
▼内 容 身の回りの心配ごと
▼応対者 民生委員 3名
▼問合せ 那須町社会福祉協議会
☎72-5133

○行政相談

▼日 時 4月17日(金)、5月1日
(金) 午前9時～正午

▼会 場 ゆめプラザ・那須
▼内 容 行政上の困りごと
▼応対者 平山英夫行政相談委員
▼問合せ（自宅）☎72-5234
ゆめプラザ・那須☎72-5133

○交通事故巡回相談

▼日 時 4月28日(火) 午前10時
～午後3時

▼会 場 那須塩原市役所
▼内 容 交通事故など
▼応対者 交通相談員 1名
▼問合せ 那須塩原市生活課
☎72-7127

○宅地建物取引無料相談

▼日 時 4月23日(木)、5月8日
(金) 午後1時30分～3時30分

▼会 場 不動産会館県北支部
▼内 容 不動産取引など(予約制)
▼応対者 相談員 2名

▼問合せ 宅建協会県北支部(那須塩原市)☎62-6677

○人権相談

▼日 時 4月27日(月) 午前9時
30分～正午

▼会 場 ゆめプラザ・那須
▼内 容 人権に関する相談
▼応対者 人権擁護委員 2名
▼問合せ 住民生活課戸籍係
☎72-6908

○弁護士による法律相談

▼日 時 5月10日(日) 午後1時
～4時

▼会 場 ゆめプラザ・那須
▼内 容 法律上の困りごと
▼応対者 担当弁護士 1名
※先着8名
※予約受付は、4月27日(月)午前8時30分から開始し、定員になり次第締め切ります。
▼申込み・問合せ 住民生活課戸籍係 ☎72-6908

○移動県民相談

▼日 時 4月17日(金) 午前10時
～午後3時

▼会 場 ゆめプラザ・那須
▼内 容 県政に関する相談
▼応対者 県民相談員 1名
▼問合せ 那須県民相談室
☎0287-23-1555

○障害福祉相談室

▼日 時 4月20日(月) 午前9時
～正午(予約不要)

▼会 場 ゆめプラザ・那須
▼内 容 障害者に関する相談
▼対応者 障害者相談支援専門員、民生委員など
▼問合せ 保健福祉課障がい者福祉係 ☎72-6917

消費の豆知識

「見るだけでいいから」と勧誘され...

展示会で何度も着物を購入



事例

7年前、呉服店で小物を購入したところ、その1カ月後に着物の展示会に誘われ、担当者が自宅に迎えに来た。「買うつもりはない」と伝えたのに、会場でスタツフ数名に囲まれ、2点の反物のうちどちらがいいかと聞かれ「こっちが良い」と答えただけで買ったような雰囲気になり、契約してしまつた。その後も、「見るだけでいいから」と誘われて参加すると、長時間勧誘されて断りきれず契約することを何度も繰り返し、総額1千万円以上も使つてしまった。

〈ひとこと助言〉

○「見るだけでいい」などと誘われて展示会場に行き、一度契約すると、その後、次々と勧誘されることがあります。必要なだけきつぱり断りましょう。購入するつもりがなければ、展示会に行かないことも大切です。

○誰にも相談できないまま契約を重ね、問題が深刻化する例もあります。被害防止のためには、家族や介護関係者など周囲の見守りが不可欠です。家の中に見慣れないものや不審な契約書がないかなど、日ごろから気を配りましょう。

困つたときは一人で悩まず相談しましょう。
▼問合せ 那須町消費生活センター
☎72-6937
栃木県消費生活センター
☎028-625-2227

悪質商法や多重債務などの消費生活に関する相談は、

「那須町消費生活センター」へ!

- 開所日 月曜日～木曜日(祝日除く)
- 時 間 午前9時～正午
午後1時～4時
- 場 所 那須町役場内1階東側
- 電 話 0287-72-6937